

こどもの患者さんの権利に関する事項

あなたは、いつでもひとりの人間として大切にされ、あなたの成長や発達のこと(大人へと育っていくこと)をどのようなときにも一番に考えた医療(病気を治してもらうこと等)を受けることができます。この病院では、このような考え方でつくった「こども患者憲章」(あなたのために、病院の人やあなたのご家族、そしてあなた自身も守らなければならない決まりごと)を守って、あなたを助けていきます。

「こども患者憲章」

1. あなたは、どのような病気にかかったときでも、ほかの人と同じようによい医療を受けることができます。
2. あなたは、どのようなときでも、ひとりの人間として大切にされ、病院の人たちやご家族と力を合わせながら医療を受けることができます。
3. あなたは、病気のことや病気を治していく方法を、あなたがわかることばや物などを使って、病院の人に教えてもらうことができます。
4. あなたは、病気のことや病気を治す方法について、十分な説明を受けたうえで、自分の考えや気持ちを病院の人やご家族に伝えることができます。
5. あなたは、わからないこと、心配なことや不安なことがあるときは、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
6. あなたが話したことや、あなたの病気について知られたくないことは、誰にも話しません。
7. あなたは、入院していても、勉強したり、遊んだりすることができます。
8. あなたは、病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究への協力を頼まれたときには、十分な説明を受けて、協力するかどうかを自分で決めることができます。やめたくなれば、いつでもそれをやめることができます。決めるときに、わからないことや不安なことがあれば、ご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。
9. あなたの病気がよくなるように、あなたのからだや気持ちのことをできるだけくわしく病院の人たちに伝えるようにしてください。
10. あなたとみんなが気持ちよく過ごすために、病院のやくそくを守ってください。

付記:この「こども患者憲章」は、聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院の「患者さんの権利と責務について」を基本に、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」の精神に則り、都立小児総合医療センター、国立成育医療センターの憲章を参考に、小児医療の特性に配慮し策定したものです(平成 30 年 4 月)。